

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号
改正 令和 5 年 2 月 22 日付け国自整第 245 号、国自情第 312 号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
目次（略）		目次（略）	
第 1 章（略）		第 1 章（略）	
第 2 章（略）		第 2 章（略）	
第 3 章 自動車の検査（事務関係）		第 3 章 自動車の検査（事務関係）	
3-1～3-2-8（略）		3-1～3-2-8（略）	
3-3（審査依頼）		3-3（審査依頼）	
3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式 1）、以下「検査票 1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。		3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式 1）、以下「検査票 1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。	
なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。		なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。	
3-3-2～3-4-16（略）		3-3-2～3-4-16（略）	
3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。		3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。	
(1)（略）		(1)（略）	
(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 3 位以下を切り捨てて小数点第 2 位まで <u>記録</u> するものとする。ただし、小数点第 2 位が不明なものは小数点第 2 位に「0」を記録する。		(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 3 位以下を切り捨てて小数点第 2 位まで <u>記載</u> するものとする。ただし、小数点第 2 位が不明なものは小数点第 2 位に「0」を記録する。	
3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法により記録するものとする。		3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法により記録するものとする。	
(1)（略）		(1)（略）	
(2) <u>検査証</u> の有効期間の満了する日の 1 月前の日（道路運送車両法施行規		(2) <u>自動車検査証</u> の有効期間の満了する日の 1 月前の日（道路運送車両法	

則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては2月前の日）は、下表の例に示すところによる。
(例)

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の1月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日（閏年にあつては29日）
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の2月前の日
1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日（閏年にあつては29日）

(3) (削除)
3-4-19 (略)
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ～4-1. (略)	(略)	(略)	(略)
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積	品名 第一石油類 容積 5000L	タンク車 第一石油類 5000L 0. 750

施行規則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては2月前の日）は、下表の例に示すところによる。
(例)

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日（閏年にあつては29日）
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の2月前の日
1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日（閏年にあつては29日）

(3) (削除)
3-4-19 (略)
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ～4-1. (略)	(略)	(略)	(略)
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積	品名 第一石油類 容積 5000L	タンク車 第一石油類 5000L 0. 750

5-1. ～36. (略)	比重又は定数 (略)	比重 0. 750 (略)	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法 (昭和26年法律 第185号) の特例に より、 <u>検査証</u> の有効 期間の伸長をした指 定自家用貨物自動車	<u>検査証</u> の有効期間 の伸長をした旨	総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	その他
39. 保安基準第2 条第1項括弧書き の告示で定めるもの及び第4 条表中第3号で 定めるもの (幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第2条第 1項括弧書きの告 示で定めるものと び第4条表中第3 号で定めるものに 適合している旨	保安基準第2条及 び第4条の告示で 定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション (○ 本) 型) (船底型)	<u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> スタンション (○ 本) 型 <u>特車通行許可注意</u>
40. 保安基準第2 条第1項括弧書き の告示で定めるもの及び第4条表中 第3号で定めるもの (幅広貨物輸送 用セミトレーラを 除く。)	トラクタとセミトレー ラの組み合わせによ つては特殊車両通 許可を受けられない旨	連結車の <u>組み合わせ</u> については、本車 両に指定された最 大積載量で特殊車 両通行許可を受け ることができない 場合があります。	<u>その他</u>
40. ～44. (略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)			

3-4-21～3-8-6 (略)

5-1. ～36. (略)	比重又は定数 (略)	比重 0. 75 (略)	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法 (昭和26年法律 第185号) の特例に より、 <u>自動車検査証</u> の有効期間の伸長を した指定自家用貨物 自動車	<u>自動車検査証</u> の有 効期間の伸長をし た旨	総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	その他
39. 保安基準第2 条第1項括弧書き の告示で定めるもの及び第4 条表中第3号で 定めるもの (幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第2条第 1項括弧書きの告 示で定めるものと び第4条表中第3 号で定めるものに 適合している旨	保安基準第2条及 び第4条の告示で 定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション (○ 本) 型) (船底型)	<u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> スタンション (○ 本) 型 <u>(記載なし)</u>
40. 保安基準第2 条第1項括弧書き の告示で定めるもの及び第4条表中 第3号で定めるもの (幅広貨物輸送 用セミトレーラを 除く。)	トラクタとセミトレー ラの組み合わせによ つては特殊車両通 許可を受けられない旨	連結車の <u>組み合わせ</u> については、本車 両に指定された最 大積載量で特殊車 両通行許可を受け ることができない 場合があります。	<u>特車通行許可注意</u>
40. ～44. (略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)			

3-4-21～3-8-6 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、以下によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(前方かつ運転者席から見易い位置)

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

3-9-2~3-10 (略)

3-11 (保安基準適合標章の表示)

保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について (依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12~3-13 (略)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に検査証に職権により記録する。

3-14~3-15 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(1) 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

(2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

(3) (1)若しくは(2)による表示が困難な場合又は運転者や車載カメラが交通状況を確認するために必要な視野又は機能を妨げるおそれのある場合は、運転者等が交通状況を確認するために必要な視野等を妨げるおそれのない位置であって検査標章の文字の識別が可能となる位置

3-9-2~3-10 (略)

3-11 保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について (依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12~3-13 (略)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

3-14~3-15 (略)

第4章～第6章（略）
別表第1～第6号様式（略）
別添1～別添3（略）

第4章～第6章（略）
別表第1～第6号様式（略）
別添1～別添3（略）

附 則（令和5年2月22日国自整第245号、国自情第312号）

本改正規定は、通知の日から施行する。

ただし、3-9-1の規定にあつては、令和5年7月3日から施行する。